

瑞穂区モルック用具貸出要領

1. 趣 旨

区民の健康を増進させることを目的に、だれでも手軽に楽しむことができるモルックの用具貸出に必要な事項を定めるものとする。

2. 貸出の対象

瑞穂区内に在住、または在勤のものが、学区行事や町内行事、学校行事などの地域活動やレクリエーションに使用する場合に、貸し出すことができる。その他、瑞穂区役所地域力推進課(以下 地域力推進課)において適当であると認めたものについて、貸し出しを認める。

ただし、営利を目的と認められる大会等での使用については、一切貸し出しを認めない。

3. 貸出の期間

貸出日から一週間以内。(ただし、地域力推進課において必要と認めた場合はこれを除く。)

貸出日及び返却日については、平日に限る。

4. 貸 出 料

無 料

5. 申し込み

申請者は、貸出日の属する月の前3月の初日より地域力推進課に来庁、または電話にて予約手続きをする。ただし、地域力推進課が必要と認めた場合、それ以前より予約を受け付ける。

予約手続き後、申請者は、所定の使用申請書に必要事項を記入し、地域力推進課に提出する。

6. そ の 他

①用具は、必ず芝生または大きな石のない土(砂利)の上で使用すること。屋内で使用する場合は、利用する施設に確認を取ること。

②返却に際しては、次に使用する方のために汚れなどを確実に取り除く等、必ず清掃し、セットごとに箱に入れる等、貸出時と同様にして返却すること。これが守られない場合は、それ以降該当者に対しての貸し出しを認めない。

③用具の破損があった場合、損害賠償の義務はないが返却の際にその旨を事務局に申し出ること。ただし、紛失した場合及び故意の破損であると確認した場合は、実費を負担すること。